



はじめに

東京都内には優れた技術やノウハウ、独創的なアイデアを基に、新商品や新役務(サービス)の開発・提供に取り組む中小企業者が数多く存在します。このような成長意欲の高い都内中小企業の販路拡大を支援するため、東京都では、「新事業分野開拓者認定制度(東京都トライアル発注認定制度)」を平成21年度から実施しています。

本制度は、都内中小企業が開発した新商品等を東京都が認定してPR等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価するもので、これまでに201件の商品及びサービスを認定しました。認定を受けた多くの事業者からは、「商品の認知度や信用力が上がった」との声をいただき、本制度に対する高い評価と期待を実感しています。

10年目となる今年度は、応募総数91件(物品75、役務16)の中から、外部の専門家等による幾重にもわたる厳正な審査を経て、新たに11件の新商品等を認定いたしました。

いずれも、利用者の視点で開発された、新規性が高く独創性にあふれたもので、その分野は「部品・工具」「機械」「医療・福祉」「防災用品」「生活・文化用品」と多岐にわたります。都内中小企業のものづくりへの情熱、技術開発への弛まぬ努力と技術水準の高さがうかがえるものばかりです。

東京都では、今年度の認定商品につきましても積極的なPRを行うとともに、東京都の機関での調達や使用評価の実施等を通じ、市場への更なる普及支援に取り組んでまいります。皆様方の本制度への御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成30年9月

東京都産業労働局